



地域包括支援センター引野

活動報告

◎地域ケア会議【日常生活圏域】開催しました

日時：平成29年3月17日(金) 14時～15時
 場所：手城ふれあいプラザ
 テーマ：『あなたは自動車運転免許返納後に今の生活を続けることができますか』
 参加人数：34名

《手 法》

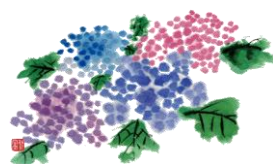
- ・1テーブル1～8名 5テーブル配置(事前に出席確認し席次表作成)
- ・テーブル内で自己紹介の後
 - ①今、自家用車をどんな時に活用しているか
 - ②どのくらいの頻度で運転をしているか
 - ③自動車運転免許を返納したあと、どんな支援やサービスがあると良いか
 自助/互助/共助/公助 の視点で意見を出し合います。
- ・福山市社会福祉協議会(沖藤氏)が各テーブルをまわり総評に活かします。

《結 果》

- ①買い物、趣味活動、病院受診等が主な移動先
- ②頻度は毎日から2～3カ月に1回まで幅がありました
- ③自助についての意見が多数あり、今から取り組んでいける事として **A**健康作り **B**歩いて出掛けることが出来るように体力を維持 **C**自転車に乗れるバランス力を保つ 等

『自分で出来る事は自分でやりたい』といった目標にむけて、介護予防の視点が濃い結果となりました。いつか来るその時に向けて準備する心構えと協力できる体制、活用できる制度について意見の共有ができました。ご協力ありがとうございました。

今年度もテーマを変更しながら地域ケア会議を開催予定です。
 機会があれば是非ご参加ください。宜しくお願いします。



*ホームページも見て下さいね
[『houkatuhikino.rgr.jp』](http://houkatuhikino.rgr.jp)
 『包括引野』で検索して下さい。



2017 年 夏 号

編集・発行
 福山市地域包括支援センター引野
 2017(平成29)年6月発行

「権利擁護」ってなんだろう？ シリーズ①

「権利擁護」(けんりようご)と聞いて皆さんはどんなことをイメージされますか？
 もしかしたら堅苦しいとか難しい印象を受けられるかもしれませんね(*^_^*)
 高齢者や障がい者、児童福祉の現場等で使われることが多い言葉で日常生活の中では聞きなれないとは思いますが下記のように解釈していただければ結構です。

権利擁護(アドボカシー)

知的障害、精神障害、認知機能低下などのために自分で判断する能力が不十分だったり、意志や権利を主張することが難しい人達のために代理人が権利の主張や自己決定をサポートしたり代弁して権利を擁護したりする活動のこと。

簡単に言うと「対象となる人の権利をかばい守ること」ということですね(^-^)
 私たちの周りには「権利」を侵害されている事案が確かに存在します。
 例えば・・・

◆虐待やいじめ等

◆マイノリティの排除

*マイノリティ・・・社会的少数派(少数民族や要介護認定者、障がい者、認知症の方など・・・)

このような状況を把握された場合、みなさんはどう対応されますか？
 虐待やいじめの事案については児童、高齢者、障がい者、女性・・・等々それぞれの虐待やいじめの対応に当たる機関に通報しなくてはなりません。
 同時に私たちが考えなくてはいけないこと・・・それは「社会的弱者」への偏見を持たないという意識改革です。

近所の方が認知症になったら？

障がいを持たれている方が困っておられたら？ (どうする?)



いじめなんて他人事ですか？

すべての方が地域で守られ、そして手を差し伸べ合って生活できるよう私たちも考えていく必要があると思います。

*「地域福祉について考えてみませんか？」シリーズは春号を持って終了させて頂きましたm(__)m